

第8期市民参加推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	選出区分	期数
岡田 一美	公募市民	2
鴨下 明子		2
橋田 穰志		1
竹田 祐美子		1
村本 萌		1
中村 彰宏	市民団体代表	2
森田 眞希		2
南 貴之		1
松田 恵示	学識経験者	1
金尾 悠香		1
天野 建司	市職員	—
加藤 明彦		—

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
		投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。	
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項 2項	日常的な協働のための拠点の設置 活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	
		推進会議の 役割	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
				2項	提言及び市長の意見の公表	
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成	22条 23条
				2項	公募委員	
				3項	正・副委員長の設定	
				4項	正・副委員長の任務	
		推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで	
2項	補欠委員の任期					
推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条		
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任	
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。	
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定	

小金井市市民参加推進会議の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加推進会議における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) **「意見・提案シート」**が、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

小金井市市民参加推進会議

意見・提案シート

◆推進会議の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の1週間前までに届いたものは、推進会議で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 年 月 日

氏 名 _____

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

令和2年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和2年4月1日現在）

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		現委員数				委員年代別内訳								委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法						
				委員	うち公募	合計	男性	女性	女性割合	うち公募	公募割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	1期	2期			3期	4期~	論文 作文	面接	書類 審査	他	
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5	10	2	8	80%	5	50%	0	1	0	2	3	1	3	0	6	2	2	0	2年	令和4年1月	○				
2	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	2	1	2	0	0	4	1	0	0	2年	令和2年7月					
3	長期計画審議会	企画政策課	小金井市長期計画審議会条例	16	0	16	9	7	44%	5	31%	0	1	3	3	5	2	2	0	16	0	0	0	答申まで	なし	○			○	
4	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0	5	3	2	40%	0	0%	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	2	2年	令和3年10月					
5	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	4	11	9	2	18%	4	36%	0	0	0	1	1	7	2	0	4	4	0	3	2年	令和3年10月	○				
6	行政不服審査会	総務課	行政不服審査法、行政不服審査法の施行に関する条例	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3年	令和4年4月				
7	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7	14	10	4	29%	3	21%	0	0	1	3	4	2	4	0	7	4	1	2	2年	令和4年1月	○				
8	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0	24	23	1	4%	0	0%	0	0	1	3	15	3	2	0	12	5	4	3	2年	令和2年6月					
9	空家等対策協議会	地域安全課	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例	15	2	14	13	1	7%	2	14%	0	0	1	1	7	3	2	0	7	7	0	0	2年	令和3年7月	○				
10	防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2	29	23	6	21%	2	7%	0	0	1	5	11	4	8	0	13	7	1	8	2年	随時	○				
11	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0	11	10	1	9%	0	0%	0	0	0	1	5	4	1	0	5	0	4	2	2年	令和3年6月					
12	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	2	3年	令和4年10月					
13	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	1	4	1	0	0	1	3	0	2	2年	令和2年5月	○				
14	はげの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	0	3	1	1	0	2	1	2	0	2年	令和3年2月					
15	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	3	9	5	4	44%	3	33%	0	0	0	0	2	3	4	0	4	2	0	3	2年	令和2年10月	○				
16	市民協働推進委員会	コミュニティ文化課	市民協働推進委員会設置要綱	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	1	3	2	0	0	1	5	0	0	2年	令和4年3月	○				
17	第2次芸術文化振興計画策定委員会	コミュニティ文化課	第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会運営要綱	12	4	12	8	4	33%	4	33%	0	0	3	1	4	3	1	0	12	0	0	0	2年	なし	○				
18	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	8	2	8	6	2	25%	2	25%	0	0	0	2	3	2	1	0	4	2	1	1	2年	令和2年10月	○				
19	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	3	1	2	0	0	0	1	2	1	2	2年	令和3年4月					
20	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5	15	9	6	40%	3	20%	0	0	1	2	2	9	1	0	5	3	1	6	3年	令和4年1月	○			○	
21	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	10	7	3	30%	4	40%	0	0	1	2	1	2	4	0	5	5	0	0	2年	令和4年4月	○				
22	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	0	4	1	0	0	0	3	2	0	2年	令和4年4月					
23	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4	10	7	3	30%	4	40%	0	0	0	1	3	2	4	0	6	1	3	0	2年	令和3年4月	○				
24	飼い主のいない猫対策推進協議会	環境政策課	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱	5	0	5	1	4	80%	0	0%	0	0	0	3	2	0	0	0	2	3	0	0	2年	令和3年4月					
25	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	15	5	15	9	6	40%	5	33%	0	0	0	2	3	6	4	0	5	6	1	3	2年	令和2年7月	○				
26	公共下水道事業審議会	下水道課	小金井市公共下水道事業審議会条例	7	3	7	3	4	57%	3	43%	0	0	0	1	0	4	2	0	7	0	0	0	2年	令和2年8月	○				
27	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	7	0	7	4	3	43%	0	0%	0	0	0	2	2	0	3	0	0	5	0	2	3年	令和4年9月					
28	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	3年	令和3年6月 令和4年4月					
29	地域福祉推進委員会	地域福祉課	小金井市地域福祉推進委員会条例	12	4	12	6	6	50%	4	33%	0	0	1	1	4	6	0	0	12	0	0	0	3年	令和4年12月	○				
30	障害支援区分判定審査会	自立生活支援課	障害支援区分判定審査会条例	27	0	21	13	8	38%	0	0%	0	0	2	5	7	5	2	0	3	1	3	14	2年	令和3年4月					
31	福祉有償運送運営協議会	自立生活支援課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	0	7	6	1	14%	0	0%	0	0	0	2	1	3	0	1	3	1	1	2	2年	令和3年12月					
32	児童発達支援センター運営協議会	自立生活支援課	児童発達支援センター条例	12	3	12	4	8	67%	3	25%	0	0	0	3	1	2	0	6	7	3	2	0	2年	令和4年4月				○	
33	地域自立支援協議会	自立生活支援課	地域自立支援協議会設置要綱	21	1	21	12	9	43%	1	5%	0	1	0	5	8	5	2	0	10	6	3	2	2年	令和2年4月	○				
34	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	20	8	20	14	6	30%	8	40%	0	0	0	5	4	4	6	1	8	11	1	0	3年	令和3年10月	○				
35	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	40	0	38	23	15	39%	0	0%	0	0	0	0	0	0	38	-	-	-	-	2年	令和4年4月						
36	在宅医療・介護連携推進会議	介護福祉課	小金井市在宅医療・介護連携推進会議実施要綱	8	0	8	5	3	38%	0	0%	0	0	0	4	2	2	0	0	3	1	4	0	2年	令和3年4月					
37	認知症施策事業推進委員会	介護福祉課	小金井市認知症施策事業推進委員会設置要綱	9	0	9	4	5	56%	0	0%	0	0	0	5	2	2	0	0	5	3	1	0	2年	令和3年4月					
38	生活支援事業協議体	介護福祉課	小金井市生活支援事業協議体設置要綱	6	0	6	2	4	67%	0	0%	0	0	0	2	2	1	1	0	3	0	3	0	2年	令和3年4月					
39	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5	15	12	3	20%	5	33%	0	0	2	3	2	4	4	0	5	6	3	1	2年	令和4年1月	○				
40	食育推進会議	健康課	食育基本法、食育推進基本条例	16	5	16	6	10	63%	5	31%	0	0	2	6	5	2	1	0	5	6	3	2	2年	令和4年1月	○				
41	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	1	0	2	3	0	0	1	3	2	0	2年	令和3年3月					
42	子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て会議条例	15	5	15	6	9	60%	5	33%	0	0	4	3	7	1	0	0	5	8	0	2	2年	令和3年8月	○				
43	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2	10	1	9	90%	2	20%	0	0	2	4	3	1	0	0	7	3	0	0	2年	令和3年5月	○				
44	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	0	25	14	11	44%	0	0%	0	1	3	4	10	5	2	0	25	0	0	0	2年	令和3年7月					
45	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10	3	10	3	7	70%	3	30%	0	0	2	2	4	2	0	0	10	0	0	0	2年	令和3年7月	○				
46	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法、小金井市都市計画審議会条例	19	0	19	16	3	16%	0	0%	0	0	1	3	9	6	0	0	16	1	2	0	2年	令和3年7月					
47	都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画課	小金井市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	14	5	14	10	4	29%	5	36%	0	0	1	4	3	4	2	0	14	0	0	0	2年3か月	なし	○				
48	まちづくり委員会	まちづくり推進課	まちづくり条例	10	3	10	10	0	0%	3	30%	0	0	1	1	3	1	4	0	9	0	1	0	2年	令和3年3月	○				
49	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0	20	17	3	15%	0	0%	0	0	1	2	11	3	3	0	10	8	1	1	2年	令和2年5月					
50	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5	19	18	1	5%	5	26%	0	0	0	8	6	2	3	0	8	6	3	2	2年	令和3年4月	○				
51	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	土地区画整理法	10	0	10	10	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	3	7	0	2	0	8	0	5年	令和2年9月					
52	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	土地区画整理法	3	0	3	3	0	0%	0	0%	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0	0	0	事業完了まで	なし					
53	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱	18	14	16	13	3	19%	11	69%	0	1	0	3	3	5	4	0	13	0	3	0	2年	未定				○	
54	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3	8	7	1	13%	3	38%	0	0	1	0	2	3	2	0	3	1	2	2	2年	令和3年7月	○				
55	いじめ防止条例検討委員会	指導室	いじめ防止条例検討委員会設置要綱	10	3	10	7	3	30%	3	30%	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	条例制定まで	なし	○				

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定数		現委員数						委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法				
				委員	うち 公募	合計	男性	女性	女性 割合	うち 公募	公募 割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不明	1期	2期	3期			4期~	論文 作文	面接	書類 審査	他
56	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3	10	5	5	50%	3	30%	0	0	1	1	1	1	6	0	0	3	4	3	2年	令和3年9月	○	○	○	
57	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	0	0	3	3	0	2	1	1	2	2年	令和2年5月				
58	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0	7	6	1	14%	0	0%	0	0	0	1	2	4	0	0	1	2	1	3	3年	令和4年8月				
59	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3	10	4	6	60%	3	30%	0	0	0	0	2	5	3	0	6	0	4	0	2年	令和3年11月	○	○		
60	公民館運営審議会	公民館	公民館条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	0	2	1	0	7	0	4	2	4	0	2年	令和3年9月	○	○		
61	公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	30	29	29	18	11	38%	29	100%	0	0	1	1	2	9	16	0	15	11	3	0	2年	令和2年7月				○
計				763	161	725	484	241	33.2%	157	21.7%																		
※定数上公募0を除く計				463	161	443	280	163	36.8%	152	34.3%																		

(休会中)

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定数		現委員数						委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法				
				委員	うち 公募	合計	男性	女性	女性 割合	うち 公募	公募 割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不明	1期	2期	3期			4期~	論文 作文	面接	書類 審査	他
1	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例																										
2	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会	企画政策課	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会設置要綱																										
3	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱																										
4	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例施行規則																										
5	特別職報酬等審議会	職員課	特別職報酬等審議会条例																										
6	青少年の育成環境審議会	児童青少年課	青少年の健全な育成環境を守る条例																										

令和元年度市民参加状況

1 パブリックコメント

事業	担当課	公募期間	概要
新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計(案)	企画政策課	令和2年2月6日 ～令和2年3月5日	150人395件の意見提示があり、一部を実施設計で検討することとした。
小金井市一般廃棄物処理基本計画策定	ごみ対策課	令和元年12月26日 ～令和2年1月25日	5人40件の意見提示があり、一部反映した。
のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)素案	子育て支援課	令和2年1月15日 ～令和2年2月14日	意見の提出状況は15人・48件で、一部反映した。
小金井市自殺対策計画	自立生活支援課	令和2年1月～2月	3人3件の意見提示があり、一部反映した。

2 意向調査・アンケート

事業	担当課	実施期間	概要
事業者・団体ヒアリング	企画政策課	令和元年5月～7月	市内で活動するNPO法人、起業・創業している事業者など、市民活動や経済活動を行う団体を対象に、各々の観点での本市の課題や今後の展望、市に求める支援等を把握するために、アンケートやヒアリングを行った。
男女平等に関する市民意識調査	企画政策課	令和元年10月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、711件の回答を得た。
市長への手紙	広報秘書課	令和元年9月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、575件の回答を得た。
商業・工業基礎調査	経済課	令和元年10月	令和2年度策定予定の産業振興プラン検討に用いるため、消費者、商店主、工業事業所の意向を把握する。
小金井の環境に関する市民アンケート	環境政策課	令和元年9月～11月	郵送で無作為抽出した3,000人に送り、944件の回答を得た。
地球温暖化問題に関する市民アンケート	環境政策課	令和元年9月～10月	郵送で無作為抽出した3,000人に送り、1,062件の回答を得た。
緑の実態に関する市民アンケート	環境政策課	令和元年11月	郵送で無作為抽出した3,000人に送り、1,028件の回答を得た。
ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート	ごみ対策課	令和元年8月～9月	郵送で無作為抽出した3,080人に送り、1,540件の回答を得た。
こころの健康に関するアンケート調査	自立生活支援課	令和元年7月	郵送で無作為抽出した3,000人に送り、989件の回答を得た。
小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定のためのアンケート調査	介護福祉課	令和元年11月～12月	郵送等により市民、事業者及びケアマネジャーに合計で4253件の調査票を配布した。
「小金井市都市計画マスタープラン」見直しのためのアンケート	都市計画課	令和2年3月	郵送で無作為抽出した3,000人に送り、903件の回答を得た。

事業	担当課	実施期間	概要
主要施設利用者アンケート調査	交通対策課	＜本調査＞ 令和元年6月 ＜追加調査＞ 令和元年8月～9月	市内主要施設として、公共施設6箇所・医療機関3箇所において留め置きにて実施し472件の回答を得た。
利用者アンケート	公民館	平成31年4月～ 令和元年5月	公民館委託館（東分館及び貫井北分館）における委託事業評価の一環として当該公民館で実施した。 回数サンプル数：東21件、貫井北22件

3 ワークショップ

事業	担当課	実施時期	概要
1839会議	企画政策課	令和元年7月	ライフステージの大きな変化がある18歳～39歳の市民を対象として、本市に住み続けるために必要なことについて、意見を聴くために実施した。
高校生世代ワークショップ（アオハルカイギ）	企画政策課	令和元年7月	高校生世代（市内高等学校の生徒を含む。）を対象として、大人になっても本市に住み、また訪れる人を増やすため、本市の魅力を検討するために実施した。
新庁舎及び（仮称）新福祉会館基本設計 市民ワークショップ	企画政策課	令和元年5月～11月	市内在住・在勤・在学で16歳以上を対象に、広場・マルチスペース・多目的室・市民利用スペースの使い方に関する意見を聞くために実施。計102人が参加した。
未来に誇れるこがねいの環境を考えよう	環境政策課	令和元年11月	市内在住・在勤・在学の18歳以上を対象に、小金井市環境基本計画策定のための意見を聞くために実施。ワールドカフェ方式で行い、15人が参加した。
ごみに関するワークショップ（一般向けワークショップ）	ごみ対策課	令和元年7月	市内在住、在勤、在学の方を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、現状及び課題を共有するとともに、その解決に向けて、市民の意見や考えを把握するために実施。18人が参加した。
ごみに関するワークショップ（子どものためのワークショップ）	ごみ対策課	令和元年7月	市内小学校4～6年生を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、日常生活の中で身の回りにおいて実践できる取組について考えることで、子どもたちの意見や考えを把握するために実施。間違い行動探しや分解体験を行い、21人が参加した。
新庁舎及び（仮称）新福祉会館における福祉売店・カフェ等の意見交換会	地域福祉課 福祉会館等 担当（自立 生活支援 課）	令和元年10月	障害福祉事業者に当該施設における福祉売店やカフェ等について意見交換を行った。

事業	担当課	実施期間	概要
「小金井市障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」制定1周年記念逐条解説案市民意見交換会	自立生活支援課	令和元年10月	障害者差別解消条例リーフレット・パンフレットについて及び逐条解説案についての説明し意見交換を行った。
第一回地域懇談会	交通対策課	令和元年9月	市内在住・在勤・在学の16歳以上を対象に、ココバス再編事業の進捗説明及び公共交通に関する意見を収集するため実施。全4日程で58人が参加した。

4 市民説明会

事業	担当課	実施時期	概要
小金井市一般廃棄物処理基本計画(案)に関する説明会	ごみ対策課	令和元年12月	小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に当たり開催し、説明と質疑を行った。
移動支援事業の事案に係る説明会	自立生活支援課	令和元年6月	移動支援事業における経過と今後の方策について説明した。

5 その他

事業	担当課	実施時期	概要
子ども懇談会	企画政策課	令和元年5月	市内中学校(全5校)の生徒が、基本構想において示す10年後の本市の将来像について検討するために実施した。あわせて、本市の良いところについて意見を聴いた。
市民懇談会	企画政策課	令和元年11月	第5次基本構想(案)について広く意見を得るため、長期総合計画審議会委員から基本構想の説明を行い、市民と意見交換を行った。
CoCoバス・市内公共交通に関する意見・要望	交通対策課	令和元年10月	ココバス再編事業に際して、小金井市商店会連合会から要望等を募った。

「若者の市民参加を促進するための方策について」

1 はじめに

第7期の小金井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、平成30年1月から令和元年5月までに7回の会合をもった。この間の議論を通じ、小金井市政（以下「市政」という。）における若者の市民参加をより一層促進するため、以下のとおり市の政策策定におけるワークショップの積極的な活用について提言をすることとした。

小金井市（以下「市」という。）においては、本提案を基礎として市の政策策定におけるワークショップの積極的な活用に向けた検討を進め、早期に実現可能な方策を企画立案されたい。

2 これまでの経緯

市では、これまで附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など、市民の市政への参加機会を拡充してきたところである。一方、附属機関等への参加は、高齢者層が中心であることを受け、第5期推進会議では、「若者の市政参加」に焦点を当て、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置、第6期推進会議では、ワークショップの運営や広報、フィードバックについての提言を行ったところである。

第7期推進会議では、これらの議論を踏まえ、「若者の市民参加」をさらに促進するために、以下の提言を行う。

3 提言

第7期推進会議では、第6期推進会議において提言されたワークショップのあり方を引き継ぎ、ワークショップという市民参加の一形態が市において一般的なものとなり、多くの市民、特に若者が積極的に市政について討議し、市の政策策定プロセスにできるだけ参加するようになるための具体的な手法について提言する。

これにより、今後の市政における市民参加の多様な手法の確立を図る一助にするとともに、ワークショップへの参加が今後の市民参加の一層の促進に繋がることを期待するものである。

ワークショップは、年齢層や性別、職業等に関わらず多くの市民が参加でき、対等な立場で議論が可能となる市民参加の一手法である。また、いわゆる討論会とは異なり、多様な人々が自由に参加し、共通のテーマについて多角的に議論することを通じて、互いに学び合い、アイデアを創発する仕組みでもある。このため、一つの解決策への合意を取り付けるよりも、多様な意見を出し合い、そのメリットやデメリットを互いに理解するような議論の場となることが大切である。

したがって、市民参加のみならず、小金井市職員（以下「市職員」という。）や各種団体等から

の積極的な参加も重要となる。このため、第6期推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、ワークショップを市民参加の一形態としてより一般的なものとするために、市は以下の事項に配慮すべきである。

(1) 参加しやすく議論しやすいワークショップの運営について

- ワークショップにおける活発な議論のためには、参加しやすく興味をもちやすいテーマや、適切なグループ規模の設定、多様な参加者の確保、話しやすい場の雰囲気構築が求められる。まずは他者の意見を批判せず、どのような意見でも受け入れられる環境の維持が重要となる。また、経験の有無に関わらず意見が言えるように、テーマについて知り、情報を得るような仕掛けを冒頭に導入することも一つの方法である。
- 参加しやすく興味をもちやすいテーマ設定は、参加の呼びかけにおいても、実際の議論においても重要である。市政の計画策定や事業について議論する場合にも、抽象的あるいは専門的になりすぎないように配慮する必要がある。
- 適切なグループ規模については、これまでの市でのワークショップの実践を踏まえると、1グループ5～7名の参加者と、1名のファシリテーター（議論の舞台を設定し、議論を誘発し発言を促す役割をはたす人）という規模が望ましい。
- ワークショップを開催時間のみで完結して考えるのではなく、中長期的により一層の市民参加を促進する方策であるという観点から、ワークショップ前後の交流機会を増やし、新しい地域での関係構築に生かすことが望ましい。
- 多様な参加者の確保については、多様な世代や居住地、属性をもつ人々が同じテーブルに集まり議論をすることで新しいアイデアが生まれ、また、異なる他者への想像力を育むとともに日常生活や緊急時に繋がりを生む機会となる。しかし相対的に若年層の参加が乏しいことから、無作為抽出による選定における若年世代のウェイトの増分、地域内の大学などの教育機関や小金井青年会議所への呼びかけ、などの手法を適切に組み合わせながら、若年世代への参加をより積極的に呼びかけるべきである。
- 市は、これまでの公務員像にとらわれることなく、市民と対話をするということを最大の目標とする必要がある。そのため、参加する職員の服装を私服にする、職階等を意識しない話し方をする、などといった工夫を意識的に行うべきである。

(2) ワークショップの内容を踏まえた広報戦略及び参加成果について

- ワークショップに係る広報については、市報やホームページなどの広報媒体、市民団体を通じて、広く参加を呼びかけるとともに、設定したテーマに関心が高いと思われる年齢層や地域・団体へ重点的に参加を呼びかけ、市民間の口コミを誘発するなど多様な手法を駆使する必要がある。広報媒体としてはポスターやチラシ、郵便、ホームページ、SNS等をテーマごとに使い分けながら活用することが肝要である。
- また、即時性があり、市民からの発信もできる双方向性をもった広報手法の開発も必要である。
- ワークショップに参加した市民に対しては、参加したことによる成果（当日の様子、報告書、及びその後の計画策定での反映状況など）について伝えていくことが望ましい。また同時に、その

後の計画策定やワークショップ、ファシリテーターの養成などについて積極的に広報し、単発的な参加ではなく継続的な市民参加へと繋げていくための多様な取組を行うべきである。

(3) 外部の団体との協働

- ワorkshopを市政運営において一般化するためには、運営のためのハードルを下げ、市職員が運営に積極的に関わるための制度設計が必要となる。そのためには市がワークショップという手法の有効性を認識し、市職員のファシリテーション能力を向上させることが重要となる。
- また、地域の団体や学生団体と協働して開催することは、①質の高い運営ノウハウを活用できること、②市の単独開催による市職員の負担感や不安感を軽減できること、③飲食物の提供など市の主催では困難な運営が実現できること、④テーマごとに適した方法を選択でき、多様な運営が可能となること、など大きな意義があると考えられる。こうしたことから、ワークショップの運営を外部団体に委託し、市と協働でワークショップを実施することも検討するべきである。
- ただし、完全に委託してしまうことは市職員への教育機会を失うことにもなりかねないことから、部分的な委託などを検討するべきである。そのためには、市職員のワークショップにおけるファシリテーション能力の育成はもとより、適切な事業者選定と運営スキルの涵養が求められる。
- 特に学生団体が主導するワークショップは、挑戦的な運営を行う点、若者の市民参加を一層促進する点でも重要な方策と考えられる。

(4) ワorkshopの原則化

- ワorkshopは、市民の市政への参加の有効な手段となる。特に計画策定の事前において現状把握や問題関心の共有などに活用しやすいものであり、また、計画案の評価などにおいても有効である。そこで、原則として、市のすべての計画策定において、市民が参加するワークショップを導入することが望ましい。
- その際、市はワークショップ導入に対する十分な準備を行うべきである。また、計画によってはワークショップに馴染まないものも存在する。そこで、まずは、ワークショップ導入に向けた検討の場及び研修の機会を設けるとともに、長期総合計画など議論を行いやすい計画策定時に試行的にワークショップを導入し、生きた経験を積むことにより市と市職員にワークショップを運営する能力を涵養し、5年後には主要な計画策定時におけるワークショップの導入を目指すこととするなど、より積極的な活用の定着を図るよう提言する。
- また、この目標達成のためには市の意識改革及び市職員の能力育成が重要となる。そこで、小金井市人材育成基本方針においてワークショップなど多様な人が参加する場において議論を誘発するファシリテーション能力の向上を盛り込むべきであると考えられる。
- 以上のワークショップの原則化に向けた取組について、第8期以降の推進会議において、その進捗を定期的に確認していく必要がある。

4 おわりに

第7期推進会議では、定例会議とは別に、平成30年12月8日（土）に市の主催で開かれた

「こが☆カフェ」に3名の委員が参加者や傍聴者として参加し、ワークショップ形式による意見交換の場を経験した。「こが☆カフェ」は現在策定中の「第5次基本構想・前期基本計画」の策定に向けて、市民のアイデアや意見を反映させるためのワークショップである。「こが☆カフェ」では、市職員や東京農工大学の学生たちがファシリテーターをつとめ、各テーブルでお菓子をつまみながら市の現状や未来についての多様な議論が交わされ、多くの参加者が真剣に、時に、笑いを交えながら議論をしていた。参加した委員からは、とても肯定的にこのワークショップの経験や意義が語られ、このような会を今後も継続していくべきであるという感想が多く寄せられた。

ワークショップは、市民参加の一手段であると同時に、参加する市民や市職員が地域の課題を共有するための仕組みでもある。ワークショップでの議論を通じて、参加した市民は地域の課題に気づき、その課題への解決方法を考え共有する。たとえ、発見した課題の解決案が見つからなかったり、考えた解決案が実際の政策策定には反映されなくとも、ワークショップは地域に課題があるということを、そしてその課題解決に向けた取組へのプロセスを共有することを可能にする。このような地域課題の共有の積み重ねこそが、市の政策策定における市民の参加をもたらすものとなる。

本委員会は、5年の準備期間を経て、市の主要な計画策定においてワークショップの導入を目指すなどより積極的な活用を図るよう提言した。市でも過去の提言を受け入れワークショップの導入に積極的に取り組みつつあるが、幅広い領域において市民や市職員が協働の名のもとに地域課題を共有し、より質の高い市民参加を実現することを期待し、提言とする。

小金井市長 西岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の
意見について

令和元年7月4日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「若者の市民参加を促進するための方策について」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 参加しやすく議論しやすいワークショップの運営について

市といたしましては、今後の市民参加の一層の促進のための手法の一つとして、ワークショップの開催は有効であり、その活用が有用な場合には積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

特に参加率の低い若年世代の参加促進のため、参加しやすく興味を持ちやすいテーマの設定、教育機関への呼びかけ等を行い、若年世代の参加を積極的に呼びかけてまいります。また、実施においては、適切なグループ規模の設定、継続参加につながるような運営、服装や話し方の工夫などによる対話を意識した雰囲気構築など、ワークショップの内容や会場規模など諸条件を勘案した上で、参加及び議論のしやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、ワークショップにかかわらず、参加者の性別や年齢を考慮して実施する無作為抽出による参加者選出については、多様な市民が参加できるよう引き続き導入を進めてまいります。

2 ワークショップの内容を踏まえた広報戦略および参加成果について

ワークショップに係る広報については、市報やホームページ等を通じて、広く市民参加を呼びかけるとともに、主な対象となる層を意識したポスターやチラシ、郵便、SNS等、場合に応じた適切な広報を行うよう努めてまいります。なお、広報の双方向性については、有効性は理解するものの、情報発信の公平性やセキュリティの確保などの観点からの検討が必要であると考えます。

また、ワークショップの成果の反映については、継続的な市民参加へと繋げるため、ホームページ等での公表を行い参加者へフィードバックするとともに、ファシリテーターが継続的に参加していただけるよう考慮した広報に努めてまいります。

3 外部の団体との協働

ワークショップの運営を外部団体と協働で行うことは、質の高い運営ノウハウの活用、飲食物の提供、テーマごとに適した手法の選択といった多様な運営など、様々な効果が期待でき、ワークショップ実施の一般化に大きく寄与する取組であり、市職員の能力向上の面からも有効であると考えます。ワークショップ実施に当たっては、財政的な面も考慮しつつ、市民活動団体、学生団体、民間企業など、多様な主体との協働や一部委託を選択肢として検討するよう努めます。

4 ワークショップの原則化

計画策定時における市民参加手法として、ワークショップは非常に有効な手段の一つです。計画によっては、他の市民参加手法が望ましいものなどもあると考えられることから、導入期間として5年を目途に、主要な計画策定時にワークショップの導入を目指すよう努めます。

それに向け、計画策定時にはワークショップの実施を検討することを周知徹底するとともに、導入に向けた取組の進捗状況を定期的に推進会議に報告いたします。

また、市としましても、職員のファシリテーションに関わる研修は業務改善に資するものと認識し、人材育成基本方針に定める独自研修の一つとして定めているところであり、引き続き市職員のファシリテーション能力の育成に努めます。なお、同方針の改訂の際には、提言の趣旨を踏まえ検討いたします。

第7期市民参加推進会議委員の意見等

第7期市民参加推進会議より御意見等をいただいておりますので、以下のとおりご紹介させていただきます。

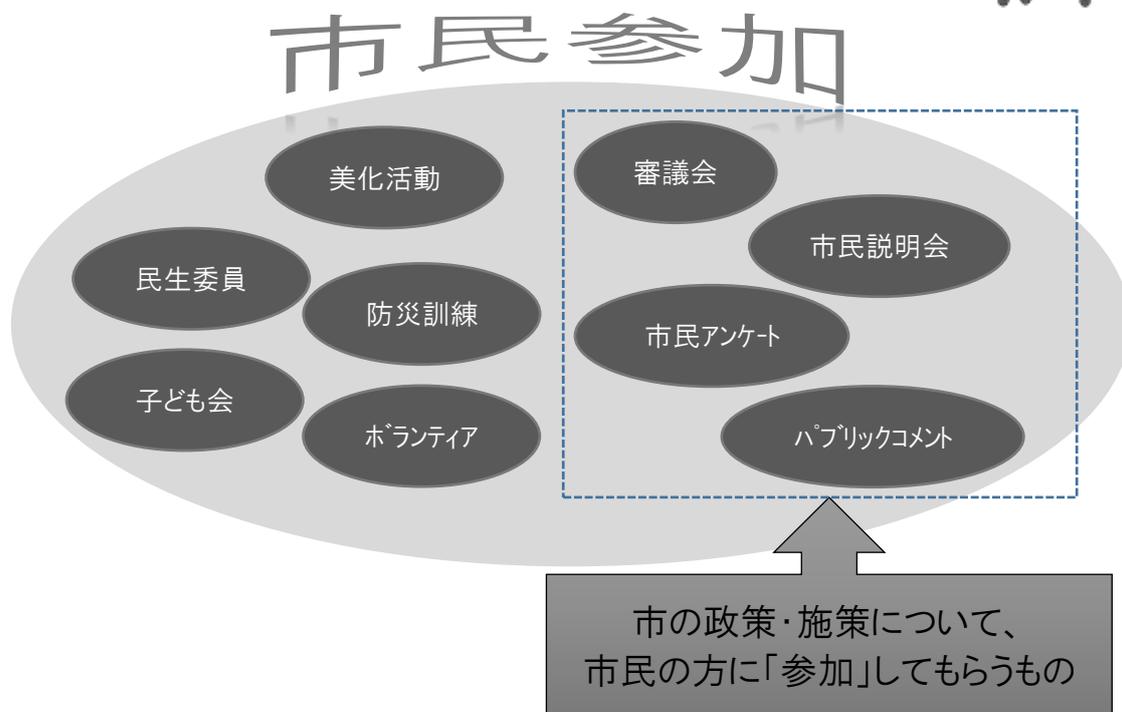
- 1 市民参加推進会議（第57回）（令和元年7月18日（木）開催）
 - (1) 任期を通してのスケジュール感が事前に分かる良かった。
 - (2) 負担の無い範囲で、次の会議までの宿題・課題があると議論しやすい。
 - (3) 行政文書が分かりづらい。
 - (4) 要所要所でワークショップを行うと良い意見が出るように感じる。
 - (5) この会議の場を実験場として、少し新しい取組をしてみると良い。
 - (6) 「何のための場なのか」を早目に考えていくことが重要。
 - (7) 新しいアイデアを無理に考えようということに時間を使うのではなく、質の高い市民参加をこの場で実現し、どうやってほかにも持っていくかということを考えると良い。
 - (8) 第7期の提言の実現・確認はお願いしたい。
 - (9) 発言のしやすい雰囲気づくりが大事。

今期（第8期）の検討に向けて

1 市民参加のかたち



ア 市民参加とは



イ 市民参加の手段

市民説明会	市長への手紙・メール	市民アンケート	審議会等の公開	審議会等委員の市民公募	パブリックコメント	ワークショップ・討論会	住民投票	無作為抽出型の住民参加	市政ボランティア	...
-------	------------	---------	---------	-------------	-----------	-------------	------	-------------	----------	-----



- ・情報提供／課題抽出
- ・政策の検討／決定／評価／実施

ウ 本市の状況

一般的なものは既に概ね実施している。



- ・今あるもので十分か／深めるべきか。
- ・新しい形の市民参加を模索すべきか。



2 審議会等委員の参加促進手法

ア 課題

- ・特に若年層の参加が少ない。
- ・なり手の少なさから、同じ人が複数の委員になることが多い。

イ 現状の取組（過去に市民参加推進会議からの提言を受けて実施）

- ・ワークショップの活用の推進（5期・6期・7期提言）
- ・無作為抽出による委員選出（4期・5期）
- ・保育士・手話通訳者の配置（4期・5期）

ウ 近隣他市事例

《三鷹市》

公募委員候補者名簿の登録制度

無作為抽出した1,000人に、登録依頼を送付し、登録いただいた方から公募委員を選出する手法。

エ WEB会議について

- ・コロナ禍対策としての側面もあるが、市役所に行かなくても参加が可能であり、障がい者の方、子育て・介護世帯の方などの参加を促進させる手法となり得る。
- ・現在、附属機関等での運用を検討中であり、市民参加推進会議にて試行を検討
→○次回開催までの間に希望者のみで一度ご自宅からの接続を試行
○次回開催時、会議室内で議論の一部をWEB会議を利用して実施

3 目指すべき市民参加とは（ワークショップ）



「理想の市民参加」とはどのようなものでしょうか？

どのようなものが「理想の市民参加」でしょうか。考えてみましょう。

《進め方》

- ・1分間 まずは考えてみましょう。



- ・5分間 隣の人と話し合ってみてください。

※こういうものをすれば良いという「手段」は次回以降考えます。

まずは、漠然とでも良いので、「目指す姿」を自由に考えてみましょう。

結論は出さなくて構いません。